

8 健康福祉のまちづくりの方針

～高齢者も障害者も子どもも安心して快適に過ごせるまちを実現するために～

1. 現況と課題

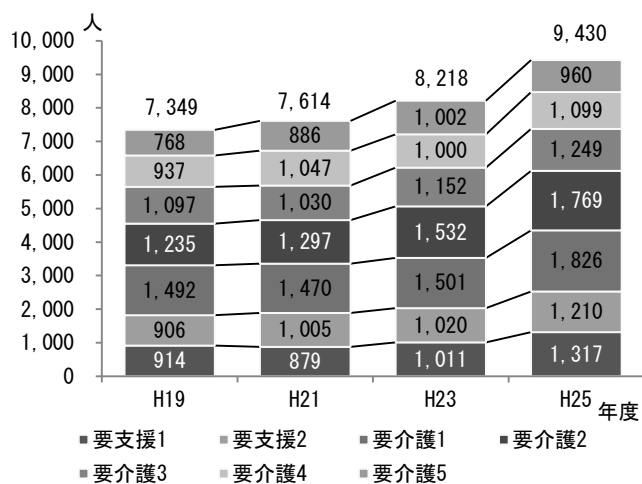
1) 高齢者、障害者、子ども等の状況

(1) 高齢者の状況

本市の高齢者の割合は、非常に高くなっています。平成27年3月末日現在の高齢化率は30.0%ですが、「鎌倉市将来人口推計調査」（平成24年3月）によれば、平成30年に30.8%に達した後、目標年次の平成40年には30.2%になると推計されています。

総世帯の約40%が高齢者のいる世帯であり、また、一人暮らしの高齢者の世帯（約9%）や、要支援・要介護の認定者数（認定者数が高齢者数に占める割合は16.7%）も増加を続けています。

図 要支援・要介護認定者数の推移



[資料]高齢者いきいき課

(2) 障害者の状況

本市の身体障害者（身体障害者手帳所持者）は、平成26年度で約5,000人です。このうち、過半数が肢体不自由者、次いで多いのが内部障害者であり、年齢別では65歳以上の高齢者が大多数となっています。全体として障害者数の増加、高齢化及び重度者の割合の増加の傾向が見られます。

また、知的障害者（療育手帳所持者は約900人）も増加傾向にあり、やはり高齢化、重度者の割合の増加の傾向が見られます。介護者も高齢化していると考えられます。

さらに、精神障害者も増加傾向にあり、精神障

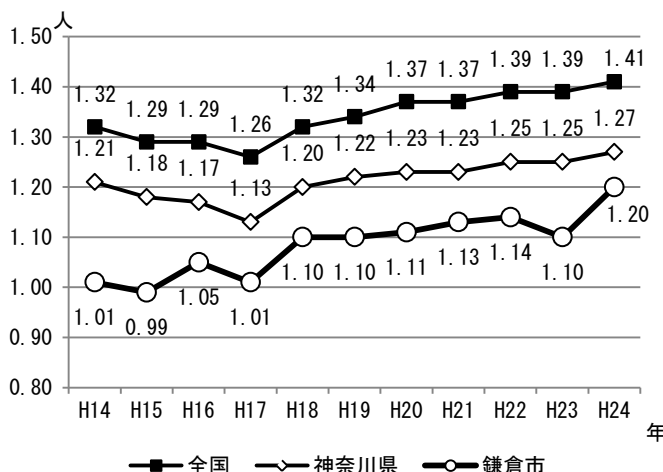
害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、約1,100人となっています。

(3) 子ども、子育ての状況

本市では、高齢化が進行する一方、年少者の割合は減少を続けています。女性の社会進出などにより、少子化は全国的な傾向となっていますが、本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、平成23年で1.10人となっており、全国平均よりかなり低くなっています。

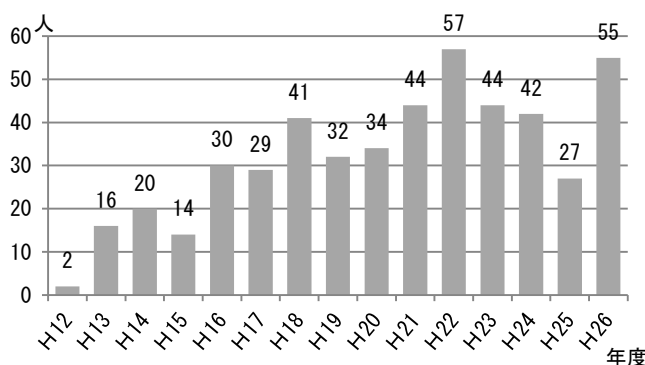
平成20年に市が実施したアンケート調査では、理想の数の子どもを持つとしない理由として、8割超の人が「経済的負担」を理由に挙げていますが、保育サービスが充実していないが3割超となり、続いています。

図 合計特殊出生率の推移



[資料]鎌倉きらきら白書

図 待機児童数の推移



[資料]鎌倉きらきら白書

2) 健康福祉のまちづくりの課題

(1) 住み慣れた地域で暮らし続けるための総合的な環境の整備

本市では超高齢社会を迎えています。市が実施したアンケート調査では、5割超の高齢者が介護が必要な状態になっても現在の住まいにずっと住み続けたいと回答しています。

地域福祉の推進のため、住宅部門、道路交通部門、福祉部門等が連携し、安心して暮らし続けることができる環境を整備し、総合的な地域生活の支援サービスを提供していくことが求められています。

(2) 都市環境の整備

市内の道路は、歩車道分離や段差解消が不十分で、歩行事故・自動車事故の危険があり、車椅子等での通行不能な場所も多い状況です。高齢者や障害者が外出しやすいように、子どもも含めて誰でも歩きやすく安全な歩行空間を確保していく必要があります。

また、バス、タクシー、電車などの車両や駅等の施設についても、車椅子の利用やエレベーターの確保などの改善が不十分です。

さらに鎌倉独自の地形により、谷戸の奥や丘陵部などの交通不便地域の問題があります。

(3) 居住環境の充実

高齢者、障害者にとっては、身体機能の低下や障害を補い、また介護しやすい設備等の整った住宅構造への改善が重要な課題です。

近年、民間によるサービス（ケア）付き高齢者向け住宅*等も見られますが、高齢者、障害者向け住宅の充実を図ることが必要です。

(4) コミュニティ施設等の交流・社会参加の場の整備

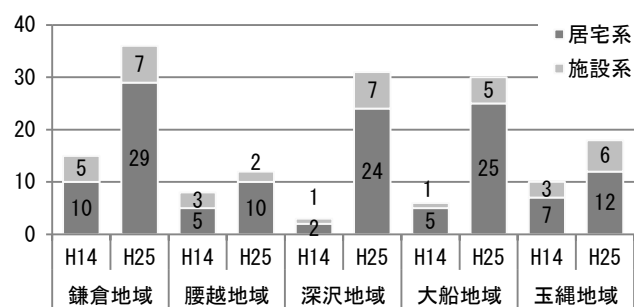
高齢者、障害者、子どもを持つ母親などが孤立しないよう、交流や支援ができるような地域社会づくりが必要です。

また、年齢や障害の有無にかかわらず気軽に利用できるように多目的施設やコミュニティ施設、快適でくつろげる広場や散歩道等を整備していくことが求められています。

(5) 福祉施設等の整備

高齢者、障害者の在宅介護支援の拠点となる施設、機能回復・作業訓練の場、入所施設、子育て支援のための施設などを、地域バランスに配慮して充実することが必要です。

図 介護施設事業者の推移（単位：箇所）



※居宅系：居宅サービスのうち訪問系および福祉用具貸与を除いた事業で、デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム等。

施設系：特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等。

[資料] 高齢者いきいき課

2. 考え方

1) 地域包括ケアシステムの構築

平成24年4月に施行された「改正介護保険法」を踏まえ、高齢者のニーズに応じて、特に医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいという観点から、お互いに連携を図りながらその人の状態に応じて切れ目なくサービスが提供される、地域包括ケアシステムの構築に向けて、まちづくりを進めます。

2) 総合的な取り組みの推進

高齢者、障害者などの自立した生活、地域社会で孤立することなくより豊かな生活を可能にするため、移動しやすい都市空間・交通システムの連続性の確保、居住環境の充実、交流スペースの確保に向けた総合的な対応や、福祉だけでなく、すべての市民を対象とした医療・健康づくりも含めた総合的な対応を進めます。

また、福祉施設・コミュニティ施設の整備にあたっては、防災面にも留意しながら、さまざまな

資源を活用して市街地の中に計画的に配置し、福祉サービスの効率的な運用を図ると共に、施設の整備をまちづくりの契機として位置付け、安心して生活できる安全な市街地の形成を進めます。

関連するさまざまな分野を連携させ、総合的・計画的な取り組みを進めていきます。

3)ノーマライゼーション*の実現

市民一人ひとりの意思や生活が尊重され、性別や年齢、障害の有無などにかかわらずどのような人もあたりまえに社会生活の中に参加し、共に支えあう地域社会を形成していきます。

4)クオリティオブライフ(QOL:生活の質)の向上

病気や障害のある人、高齢者や子どもなど全ての市民一人ひとりの満足感、幸福感を規定しているさまざまな要因の質とその人自身の意識や置かれた生活条件という二つの要素の調和を図り、充実した生活の向上を求めています。

3. 具体的な方針

1)介護予防・健康づくりを推進するまちづくり

高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質を高めるために、地域資源の掘り起こしや環境整備を行い、高齢者が介護予防活動等に気軽に参加することができる機会や場を身近に作り出すことや、外出が容易になる環境整備を推進します。

(1)多目的地域集会施設(コミュニティ施設)等の交流・社会参加の場、人が集う場の整備

地域の様々な人々が集うことのできるふれあいの場や交流の場の整備を進め、社会参加の促進を図ると共に、地域の防災や地域福祉の基盤となるコミュニティの育成と、安心して生活できるまちづくりを推進します。

高齢者や障害者が地域社会で孤立しないように、誰もが気軽に集えたり、市民活動の拠点となる多目的地域集会施設（コミュニティ施設）等について、さまざまな資源を活用し、整備・充実を図ります。

既存の広場等の利用状況を踏まえ、子どもや高齢者、障害者が気軽に利用できる広場、公園、散歩道などを身近な地域に再整備し、地域のニーズに合ったふれあいの場づくりを目指します。

【例】

- ・自治・町内会館、公民館の活用
- ・空き家・空き店舗、空き地の活用
- ・中高層共同住宅の開発や一定規模以上の団地開発に伴う多目的地域集会施設やポケットパーク*の整備 等

(2)地域特性をいかした取り組みの推進

①地域包括支援センターとの連携

地域の実情に見合った介護予防・健康づくりを推進するために、地域包括支援センターと連携を図ります。

②介護予防から地域コミュニティの形成へ

高齢者の介護予防・健康づくりだけでなく、これらの活動を契機として地域コミュニティ形成やまちづくりにつながるような取り組みを進めます。

そのため、地域での取り組みを支援する地元の専門家や生活支援コーディネーター等の配置やそのあり方について検討します。

(3)外出のしやすい環境整備

まちを歩くことは、健康増進だけでなく、さまざまな交流の機会の創出、コミュニティ活動の促進にもつながります。そのため、まち歩きを促す歩行者空間の形成や公共交通の利用環境の充実、徒歩と公共交通で移動できる範囲の中に暮らしに必要な機能を集積させるなど、外出のしやすい環境を整備します。



2)超高齢社会等に対応したまちづくり

高齢者や障害者が、住み慣れたまちで、地域のつながりを保ちながら、健やかで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 住宅の整備

地域での安心した暮らしの最も基本的な基盤となる住まいについて、福祉型住宅などの整備確保を進めると共に、住宅改造の助成や相談事業の充実を図ります。

①サポート（ケア）付き住宅の供給

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅*」について、県知事への登録制度を活用し、民間事業者による整備を促進します。

市営住宅の建替えにおいて社会福祉施設の併設を検討します。

②借上公共住宅の確保

民間の土地所有者との協力・連携を図り、住宅に困窮している高齢者向けの借上公共賃貸住宅を計画的に維持していきます。

③住宅のバリアフリー化の推進

高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を推進するため、住宅改造の相談体制や助成策を検討します。また、障害者の住宅改造の助成の充実に努めます。

また、老朽化した市営住宅等の新設・建替えに際しては、高齢者、障害者向け住宅を確保すると共に、建物や敷地のバリアフリー化を進めます。

④グループリビング、生活ホーム等への支援

高齢者によるグループリビングや障害者が生活指導を受けながら自立した生活を送ることができると生活ホームなどの整備・運営を支援していきます。

(2) 福祉施設、生活支援施設等の整備

①拠点施設の整備

地域での生活支援や身近なサービスの提供施設、保健・福祉施設や地域福祉の活動拠点となる施設の整備、施設の地域開放の拡大などを推進します。

地域におけるきめ細かな在宅サービスを支援するために、空き家等のさまざまな資源を活用して、計画的に小規模多機能型の拠点施設の整備を進めます。

総合的な医療保健福祉施設については、深沢地域国鉄跡地周辺拠点のまちづくりと「鎌倉市公共施設再編計画」（平成 27 年 3 月）との調整を図りながら、(仮称)保健医療福祉センターの整備について検討します。

②土地利用の検討

施設の整備にあたっては、高齢者、障害者などが地域で安心した生活を営むことができるよう、施設の適切な配置やアクセス手段の確保、周辺市街地の安全性の確保など総合的なまちづくりとの関係に配慮していきます。

拠点施設のほか、飲食店や気軽に買い物に行けるお店、交流スペース等が身近にあることが望まれますが、地域の実情に応じ、それらを許容する土地利用コントロールについて検討します。

(3) 福祉情報システムの整備

在宅医療を支えるため、地元医療機関による訪問医療体制や、病院等と連絡をとるための情報システムの構築等を図ります。

居宅や施設での医療・介護について、さまざまな主体間・施設間の連携や、迅速かつ効果的なサービスを推進するため、ICT*を活用した情報システムの整備を図ります。また、情報共有の場の設置を検討します。

(4) 高齢者が活躍できる場の整備

高齢者を介護予防の対象としてとらえるのみならず、地域コミュニティ形成やまちづくりの担い手として活躍できるように、地域における既存の組織・団体等への働きかけを行うなど、市民が主体となった地域交流事業や自治・町内会の福祉活動への支援について検討します。

3)子どもと子育てにやさしいまちづくり

次代を担う子ども達が、健やかでのびのびと成長できる環境を整えると共に、子どもを犯罪から守り、安全で安心できるまちづくりを推進します。

(1)待機児童対策施設の整備

待機児童の減少を進めるため、幼稚園と保育園の長所をいかした認定こども園の設置、保育所以外でのサービスの提供など、保護者の多様なニーズに応じた施設整備を進めます。

(2)市民ニーズにあった居場所の整備

地域における親子の居場所としての子育て支援センターや、子どもの家等のニーズを聴きながら対応していきます。

(3)多様な働き方に対応した産業環境の整備

仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、多様な働き方に対応した産業環境の整備と職住近接のまちづくりを進めます。



4)だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり(都市環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化)

市民が利用する公共施設の整備にあたっては、高齢者や障害者、子どもなどが快適で安全に行動できる都市環境が形成されるよう留意し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」と連携し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

施設相互の関連に配慮し、高齢者、障害者などが自由に移動できるような空間及びシステムの連続性の確保に努め、拠点を始め、人々が集まる商業地などでは総合的・連続的なバリアフリー化を推進します。また、丘陵地や谷戸などの交通不便地域では、巡回バスや個別送迎、配達サービスを検討するなど、地域特性に配慮した効果的な対応を進めます。

都市環境のバリアフリー化においては、高齢者や障害者等の意見を十分に聴き、サービスを受ける側の視点に立った環境整備を行います。

だれもが快適で安全な生活が送ることができるよう、まちづくりにユニバーサルデザイン*を取り入れます。

(1)歩行空間の確保と整備

高齢者や障害者なども含め、すべての市民が安心して外出できるよう、車椅子などの通行も考慮した歩行空間の確保を図ります。このため、新たな道路整備事業や区画整理事業等の機会をとらえるだけでなく、既存道路の改良や電線類地中化、交通規制などによる対応を進めます。

特に、鎌倉・大船・深沢の各拠点や腰越拠点は、重点的に福祉のまちづくりを推進する地区とし、車椅子で通行できる歩道のネットワーク形成を目指し、順次、歩道の確保や段差の解消、ポケットパーク*の整備、公共施設や駅などでのバリアフリー化など、総合的・連続的な整備を推進します。

また、住宅地などでは、歩道の段差解消、生活道路の歩行者優先道路化など、歩行者に配慮した道路の整備・改善を推進します。



(2) 交通環境の整備

車椅子の乗降可能なバス・鉄道・タクシーなどの車両確保や、駅などの交通結節点におけるエレベーター等の普及など、高齢者や障害者などの利用しやすい公共交通機関の整備を推進するため、交通事業者の協力を要請していきます。

また、高齢者、障害者などが、福祉施設や公共施設などを利用しやすいよう、ミニバスの導入（施設間を巡る巡回バス、交通不便地域の循環バス等）などバスサービスの向上を検討します。

さらに、福祉施設等への移動手段の充実を検討していきます。

(3) 利用しやすい建築物の整備

公共施設（建築物）については、高齢者や障害者なども含め、すべての市民が安全に利用できるように整備・改善を推進すると共に、多くの市民が利用する民間の施設に対しても協力を要請していきます。

図 健康福祉のまちづくりの方針

